議案第２４号

我孫子市自治基本条例の制定について

我孫子市自治基本条例を次のように制定する。

平成１８年９月１３日提出

我孫子市長　福　嶋　浩　彦

提案理由

我孫子市の自治の基本原則、市民の権利と責務、市議会と市長の役割と責務を定めるとともに、情報共有、市民参加、協働の基本的な考え方やしくみなどを定め、我孫子らしい自治を確立するため提案するものです。

我孫子市自治基本条例

目次

前文
第１章　総則（第１条－第４条）
第２章　自治体運営の主体の役割と責務
　第１節　市民（第５条－第８条）
　第２節　市議会と市議会議員（第９条－第１１条）
　第３節　市長（行政）（第１２条－第２０条）
第３章　情報共有の推進（第２１条）
第４章　市民参加制度（第２２条－第２８条）
第５章　協働（第２９条－第３１条）
第６章　他の団体・関係機関との連携（第３２条）
第７章　条例の実効性を高めるしくみ（第３３条・第３４条）
附則

私たちのまち我孫子市は、手賀沼や利根川に代表される豊かな自然環境に包まれて、文化や伝統を培い、歴史を刻んできました。そして、暮らしやすいまちをめざした市民の活発な活動が、環境や文化、福祉や産業など多くの分野で展開され、市民生活を育んできました。私たちはこうしたまちを育てる活動を確実に引き継ぎ、発展させていかなければなりません。この思いから「平和都市」や「男女共同参画都市」を宣言するとともに、現在、『手賀沼のほとり心輝くまち』～人・鳥・文化のハーモニー～を共通の目標として、まちづくりに取り組んでいます。

地方分権の時代を迎え、自治体は今まで以上に「地域のことは地域で考え地域で決める」という自己決定・自己責任に基づいて行動していかなければなりません。今まさに、地域の民主主義を発展させて、より一層、市民の意思に基づく自治体運営を実現することが求められています。

また、地域が抱える問題を行政の力だけで解決することはできません。ボランティアやＮＰＯ、自治会、民間企業などさまざまな活動を行う市民と行政が

対等な立場で協力し、市民一人ひとりの幸せの実現をめざして、新しい公共の在り方を模索し実行していくことが大切です。

こうしたことを踏まえ、私たちはあらためて、市民がまちづくりの主体であることを確認します。そして、市民自らの日常的な実践と、選挙によって選ばれた市議会・市長の二元代表制度を通して、市民の意思を反映させる市民自治のしくみをつくり、地方分権の時代にふさわしい自立したまちを築いていきます。

私たちは、この決意を共有し、ここに本市の自治体運営の基本ルールとして、我孫子市自治基本条例を定めます。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、我孫子市（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１条の３に規定する地方公共団体としての我孫子市をいいます。以下同じです。）の自治の基本原則、市民の権利と責務、市議会と市長の役割と責務を明らかにするとともに、情報共有、市民参加、協働の基本的な考え方やしくみなどを定め、我孫子らしい自治を確立することを目的とします。

（用語の意味）

第２条　この条例において、次に掲げる用語の意味は、それぞれに定めるところによります。

（１）　市民　我孫子市に住所を有する者、我孫子市で働く者や学ぶ者、我孫子市で事業その他の活動を行う者又は我孫子市に土地や家屋を所有する者をいいます。

（２）　行政　市の執行機関（市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）をいいます。

（３）　情報共有　市民が自ら考え行動し、市民自治を実現できるよう、市政に関する情報を市民と議会と行政が共有することをいいます。

（４）　市民参加　市政が市民主体で行われるよう、政策を作り、実施し、評価する過程に市民が参加すること又は市民が市政について意見を表明し、提言することをいいます。

（５）　協働　地域の課題に取り組むため、自主的な意思に基づいて、さま

ざまな活動を行う市民と行政が対等に、それぞれの長所を生かしながら、共通の目的のもとに、連携・協力していくことをいいます。

（自治の基本原則）

第３条　我孫子市は、次に掲げる基本原則に基づき自治体運営を進めます。

（１）　情報共有の原則

（２）　市民参加の原則

（３）　協働の原則

（条例の位置付け）

第４条　この条例は､我孫子市の自治体運営の基本を定める最高規範とします。

２　市議会と行政は、この条例の趣旨に従い、自治体運営に関する他の条例、規則等を制定し、改正し、廃止するとともに、運用しなければなりません。

第２章　自治体運営の主体の役割と責務

第１節　市民

（市民の権利）

第５条　市民は、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、人権が尊重され､安全で安心して暮らす権利が保障され､誰もが自己実現をめざして活動する権利を持ちます。

２　我孫子市に住所を有する者は､地方自治法の定めるところにより､市議会議員又は市長の選挙権・被選挙権・解職請求権、市議会の解散請求権、条例の制定改廃請求権、監査請求権等を持ちます。

３　市民は、前各項に定めるもののほか、自治体運営に関し次の権利を持ちます。

（１）　市政に関する情報を知ること。

（２）　政策を作り、実施し、評価する過程に参加すること。

（３）　市政について意見を表明し、提言すること。

（子どもの権利）

第６条　子どもは、その人権が保障されるとともに、年齢に応じてまちづくりに参加する権利を持ちます。

（市民の責務）

第７条　市民は、自治を推進するため、次に掲げることを行わなければなりま

せん。

（１）　市民一人ひとりの状況に応じて、その権利を積極的に生かして、主体的にまちづくりに参加すること。

（２）　互いに権利を認め合い、意思を尊重し、協力すること。

（３）　次の世代及び我孫子の自然環境に配慮し、豊かな地域社会づくりとその継承を図ること。

（事業者の役割）

第８条　事業者は、地域社会の一員として、その活動を通じ、又は持てる資源を生かして、産業、教育、文化、環境等の分野で地域に貢献するよう努めます。

第２節　市議会と市議会議員

（市議会の役割と責務）

第９条　市議会は、我孫子市の意思決定を行う議事機関として、次の機能を十分に果たさなければなりません。

（１）　市民の意思に基づいて自治立法に取り組み、地方自治法に定めるところにより、条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、基本構想など市政に関する重要事項を議決するほか、別に条例で定める重要な長期計画を議決すること。

（２）　行政が市民の意思を反映し適正に運営されるよう監視し、けん制するとともに、積極的な政策の提案を行うこと。

２　市議会は、行政に対する市民からの苦情を受け付け、調査等を行うための機関を置きます。また、議員立法に向けた研究その他市政に関する専門的な調査等を行う場合にも必要な機関を置くことができます。

第１０条　市議会は、市民との情報共有を図るとともに、市議会への市民参加を促進しなければなりません。

２　市議会は、前項の取組を進めるため、市議会の開催日程、請願・陳情の審査方法その他議会運営を工夫し、より市民に開かれた運営を行わなければなりません。

３　市議会は、議員定数について、４年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴かなければなりません。

（市議会議員の責務）

第１１条　市議会議員は、選挙で直接選ばれた自覚と責任を持ち、積極的に市民と対話し、市民の信託に応えなければなりません。

２　市議会議員は、行政との議論を充実させるとともに、議員同士の活発な討議を通して、一層審議を深めるよう努めなければなりません。

第３節　市長（行政）

（市長の役割と責務）

第１２条　市長は、選挙で直接選ばれた我孫子市の代表として、その責任の重さを自覚し、適切にリーダーシップを発揮しなければなりません。

２　市長は、就任に当たり、この条例を順守することを宣誓するとともに、この条例に基づき自治を推進しなければなりません。

３　市長は、市民からの意見を生かし、行政の政策法務能力を高め、自治立法に積極的に取り組まなければなりません。

（市長のローカル・マニフェスト）

第１３条　市長選挙の立候補予定者は、市民が政策を選択できるよう政策の理念と目標を明確にして、達成したかどうか検証可能な具体的な公約（以下「ローカル・マニフェスト」といいます。）を作成するよう努めなければなりません。

２　行政は、立候補予定者がローカル・マニフェストを作成できるよう、その求めに応じて必要な協力をしなければなりません。

３　市長は、市民の信託を受けたローカル・マニフェストを、行政の計画に反映させるよう努めなければなりません。

（市長の在任期数）

第１４条　市長は、我孫子市のバランスのとれた発展が図れるよう、その職には連続して３期を超えて在任しないよう努めます。

２　前項の規定は、立候補の自由を妨げるものと解釈してはなりません。

（行政活動の基本原則）

第１５条　行政は、市民生活の向上を図るため、次に掲げる基本原則に基づいて、計画的かつ効果的に活動しなければなりません。

（１）　市民の身体・生命・財産を守り、暮らしの安全・安心を確保すると

ともに、緊急時に総合的かつ機能的な活動が図られるよう危機管理の体制を確立すること。

（２）　個人情報の厳格な保護を前提とした積極的な情報の公開・提供を推進すること。

（３）　政策を作り、実施し、評価する過程に積極的な市民参加を確保し、市民の意思を反映すること。

（４）　地域の課題に取り組むため、さまざまな市民の活動と役割分担をして、対等な立場で連携すること。

（５）　透明性を確保した公正で適正な行政手続を行うこと。

（６）　行政活動について説明責任を果たすこと。

（財政運営の基本原則）

第１６条　市長は、最少の経費で最大の効果を上げるよう、効果的かつ効率的な財政運営を行わなければなりません。

２　市長は、自主財源の確保と財源調達の工夫に努めなければなりません。

３　市長は、財政運営の健全性を確保するため、財政の見通しを明確にするとともに、その内容を公表しなければなりません。

４　市長は、予算、決算、行政コスト計算書・バランスシート等の財政状況を公表しなければなりません。公表に当たっては、市民に分かりやすいものとなるように努めなければなりません。

（要望、苦情等への対応）

第１７条　行政は、市民からの要望、苦情等を市民の意見として受け止め、応答の義務と説明責任を果たさなければなりません。

２　行政は、前項に関する文書を作成して適正に管理しなければなりません。

３　市長は、市民から要望、苦情等が不当に受け入られなかったとして申出があったときは、必要な調査等を行い、その結果を踏まえて、適切な救済に努めなければなりません。

４　市長は、市議会から第９条第２項による苦情調査等の結果を踏まえた是正提言があったときは、その適切な救済に努めなければなりません。

（職員の責務）

第１８条　職員は、市民生活の向上と市民サービスの充実をめざして職務を行

わなければなりません。

２　職員は、職務を行う上で必要な能力を自ら高めなければなりません。

３　職員は、縦割り意識をなくし、一人ひとりが行政の代表としての意識を持って行動し、事業の必要性、優先順位等について自らの説明責任を果たさなければなりません。

（行政評価）

第１９条　行政は、効率的かつ効果的な行政活動を進めるため、常に行政活動の目標と成果を明らかにするとともに、その達成度等を適切に評価し、事業の効果的な選択及び質の向上、財源や人員等の効率的活用を図らなければなりません。

２　前項の評価に当たっては、市民参加を図るとともに、その結果を市民に公表しなければなりません。

（監査）

第２０条　監査委員は、公正で、効率的かつ効果的な行政活動を確保するため、監査の充実に努めなければなりません。

２　監査委員は、監査の結果を公表しなければなりません。公表に当たっては、市民に分かりやすいものとなるように努めなければなりません。

３　市議会と市長は、必要に応じて外部監査制度を導入します。

第３章　情報共有の推進

（情報共有の推進）

第２１条　市議会と行政は、市民の知る権利を保障するために、文書を適正に管理しなければなりません。

２　市議会と行政は、市民参加と協働を推進し充実したものにするため、市民との情報共有を進めていかなければなりません。

３　市議会と市長は、前各項の取組を進めるため、文書と歴史的・学術的・文化的・地域的な記録史料（アーカイブズ）を適正に管理する条例、個人情報の保護に関する条例及び情報公開に関する条例を定めなければなりません。

第４章　市民参加制度

（市民参加の機会の充実）

第２２条　市議会と行政は、市民が市政に参加し、意見を表明する権利を保障

するため、多様な市民参加制度を整備し、積極的な運用を図らなければなりません。

（審議会等の委員公募）

第２３条　市議会と行政は、審議会等（地方自治法の規定により設置された附属機関等及びこれに準じ設置された懇談会、検討委員会等をいいます。以下同じです。）を設置しようとするときは、原則として公募委員を選任するとともに、委員の選定に当たっては透明性を確保しなければなりません。

（審議会等の傍聴者の発言機会の保障）

第２４条　市議会と行政は、審議会等の会議を原則として公開するとともに、傍聴者に発言の機会を保障しなければなりません。

（対話集会等の開催）

第２５条　行政は、重要な政策づくりの過程で説明会、対話集会（タウンミーティング）等を開催しなければなりません。

（意見公募の実施）

第２６条　行政は、重要な政策について意見公募（パブリックコメント）を実施しなければなりません。

（市民による条例案づくりへの協力）

第２７条　市長は、市民自らが条例案を作り、直接請求又は要望を行う場合には、条例案づくりに対し必要な協力を行わなければなりません。

（市民投票）

第２８条　市議会と市長は、重要な政策の選択に市民の意思を的確に反映させるため、常設の市民投票条例を定めなければなりません。

２　市議会と市長は、市民投票に付す事項によっては、年齢に応じて子どもが投票できるよう投票資格を定めます。

第５章　協働

（市民の活動との連携）

第２９条　行政は、さまざまな市民の活動と対等な立場で連携・協力して、地域の課題に取り組み、協働のまちづくりを推進します。

（コミュニティの推進）

第３０条　市議会と行政は、豊かな地域社会づくりとその継承に自主的、自立

的に取り組んでいる市民のコミュニティが自治の推進に大きな役割を果たすことを認識し、その活動を最大限尊重しなければなりません。

２　市議会と行政は、コミュニティの自主性、自立性に配慮しながら、コミュニティ活動の推進に役立つ地域情報の提供その他の支援に努めなければなりません。

３　市民は、コミュニティの活動を推進していくため、互いの権利を認め合いながら協力し、互いに情報提供を行い、活動に積極的に参加するよう努めます。

（市民活動・市民事業の促進）

第３１条　行政は、地域社会に貢献する市民の活動や事業の充実及び自立を促進するため、必要に応じて、活動場所の提供、活動経費の援助その他の支援に努めなければなりません。

第６章　他の団体・関係機関との連携

（他の団体・関係機関との連携）

第３２条　我孫子市は、環境の保全や防災など広域的な課題に取り組むため、近隣自治体及び関係機関と連携・協力するとともに、地方分権を推進するため全国の自治体と連携・協力します。

２　我孫子市は、国・県と対等な立場で連携・協力するとともに、国・県の制度や政策等の改善を積極的に主張し、提言しなければなりません。

第７章　条例の実効性を高めるしくみ

（条例の運用の充実と自治推進審議会の設置）

第３３条　市議会と市長は、この条例の運用状況を常に把握し、その充実を図り、育てていかなければなりません。

２　市長は、前項の目的を達成するため、我孫子市自治推進審議会（以下「推進審議会」といいます。）を設置します。

３　推進審議会は、自治をより推進するため、この条例の運用状況を調査し、市長に対し、運用の是正・改善を勧告できるとともに、この条例の改正を提言することができます。

４　市長は、前項の勧告・提言を公表しなければなりません。

（条例の改正）

第３４条　市長は、４年を超えない期間ごとに、推進審議会の意見を踏まえてこの条例の改正を検討し、必要な場合は市議会に提案しなければなりません。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１９年４月１日から施行します。

（この条例に基づき整備が必要な条例の整備に関する経過措置）

２　この条例に基づき整備が必要な次に掲げる条例は、この条例の施行の日から１年を超えない範囲内で制定し、それぞれの条例で定める日から施行します。

（１）　第９条第１項第１号の規定による議決を要する重要な長期計画を定める条例

（２）　第２１条第３項に規定する文書と記録史料の適正な管理に関する条例

（３）　第２４条の規定による審議会等の会議の場における傍聴者への発言の機会を保障するために必要な条例

（４）　第２７条の規定による市民による条例案づくりへの協力に関する条例

（５）　第２８条第２項の規定による市民投票条例の一部を改正する条例